

# 特記仕様書

## 第1章 目的

本業務は、市道室ノ久保廿歩線の道路改良工事を行うための測量設計業務である。

## 第2章 測量業務作業実施

測量作業は、「徳島県測量作業共通仕様書」に基づいて、実施するものとする。

1.2 作業管理受注者は、作業実施に当たり、関係法令を守り、常に適切なる管理を行わなければならない。

- (2) 測量現場が隣接する、又は同一現場において別途測量作業がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測量実施に当たり、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- (4) 受注者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

1.3 土地の立ち入り等

- (1) 受注者は、測量を実施するため、公有又は私有の土地に立ち入る場合には、あらかじめ本市の係員に報告するとともに、受注者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち、円滑な測量の進捗を期さなければならない。
- (2) 受注者は、測量実施に当り宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者に通知しなければならない。ただし、所有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、所有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を所有者に通知しなければならない。
- (3) 受注者は、測量実施のため植栽、垣根、さく等の伐採または土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は、受注者が負担するものとする。

1.4 関係官公庁その他への手続き等

- (1) 受注者は、測量実施のために必要な関係機関その他に対する諸手続きは本市の係員と打ち合わせのうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を本市の係員に申し出て協議するものとする。

1.5 縮尺について

- (1) 平面図(S:1/250 又は 1/200)、
- (2) 縦断図(縦 SV:1/100,横 SH:1/250 又は 1/200)
- (3) 横断図(S:1/100)

1.6 作業条件

現地測量、路線測量については、関係者との調整により、令和9年1月29日までに現場作業を完了すること。ただし、受注者側で各関係者と協議し、調整が整った場合はこの限りではない。

## 第3章 設計業務

1.1 作業実施

設計業務は、「徳島県設計業務共通仕様書」に基づいて、実施するものとする。

#### 第4章 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受注者の協議の上、これを定める。
- (2) 基準点について、隣接する土地にて地積測量を行っているため、当該地積測量で設置した基準点を使用すること。